

第22期第9回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和4年3月15日（火）

14：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- （1）有明海における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）・・・P1～4
- （2）刺網漁業等の許可方針（案）について（諮問）・・・P5～33
- （3）令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）について（諮問）・・・P34～41
- （4）タイラギの採捕禁止に係る委員会指示（案）について（協議）・・・P42～44
- （5）委員会指示の適用除外について（協議）
 - 1 佐賀県有明水産振興センター・・・P45～47
 - 2 独立行政法人水資源機構筑後川局 筑後川下流総合管理所・・・P48～52
- （6）令和4年もがい特別採捕の許可方針（案）について（協議）・・・P53～54
- （7）くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更等について（報告）・・・P55～59
- （8）その他

3 閉 会

3水管第2949号

令和4年 3月 7日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】 報告対象期間: 令和2年12月1日～令和3年3月31日

免許番号	(1) 免許番号等 漁業権者	(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	評価
				始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況		
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日					1. 漁業権行使期間の取組実績 ・行使規則の遵守 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) 3. 資源維持・増進等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産試験センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供	○ 適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日	0日	—	0人 (※2)	0人 (※2)		
			からすかい漁業	1月1日	12月31日		【参考】 あさり漁獲量 400kg もがい漁獲量 798.951kg かき漁獲量 51.850kg 他員漁獲量 1,000kg (※1)	1,858人			
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日						
			ほい漁業	1月1日	12月31日						
			あかがい漁業	1月1日	12月31日						
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日						
			もがい漁業	1月1日	12月31日						
			にし漁業	1月1日	12月31日						
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日						
			しおらぎ漁業	1月1日	12月31日						
			あげまき漁業	1月1日	12月31日						
			までがい漁業	1月1日	12月31日						
			うみだけ漁業	1月1日	12月31日						
			ほいがい漁業	1月1日	12月31日						
			しゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日						
			たご漁業	1月1日	12月31日	20日	100kg	1人	1人		
			佃むし漁業	1月1日	12月31日		—				
			しゃご漁業	1月1日	12月31日						
			いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日						
		第2種共同	竹羽漁業	1月1日	12月31日						
			三尺網漁業	1月1日	12月31日		【参考】 うなぎ漁獲量 270kg わらすしほ漁獲量 296kg あみ漁獲量 23,524kg 他えび類漁獲量 1,913,887kg かさみ類漁獲量 10,465kg 他かに類 52kg (※1)	2人	2人		
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日						
			こらもり網漁業	1月1日	12月31日						
			待網漁業(緊縮及び手押網漁業)	1月1日	12月31日						
			かにかご漁業	1月1日	12月31日						
			いかかご漁業	1月1日	12月31日						
			あなごかご漁業(等を使用するも)	1月1日	12月31日						
			うなぎかご漁業(等を使用するも)	1月1日	12月31日						

(※1) 令和2年1月から12月まで(報告対象期間外を含む。)の大臣免許及び知事免許の共同漁業権漁場での漁獲量。

(※2) 今回の報告対象期間が12月1日から3月31日までとなっており、のりひび建養種業の漁業時期と重なっているため行使実績無し。

【区画漁業権】 (1)免許番号等 報告対象期間: 令和2年9月1日～令和3年4月30日

区画番号	免許番号	(1)免許番号等		(2)漁業権の内容		(3)漁業の名称		(4)漁業時期		(5)漁場の活用状況		(6)組合員行使権		点検結果	評価
		漁業権者	漁業権内容	第1種区画	第2種区画	第1種区画	第2種区画	始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況		
鹿区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画		のりひび連養殖業	9月1日	4月30日	2,844枚	92人	67人	○	適切かつ有効に活用されている。				
鹿区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画		のりひび連養殖業	9月1日	4月30日	2,796枚	328人	91人	○	適切かつ有効に活用されている。				
鹿区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画		のりひび連養殖業	9月1日	4月30日	3,140枚	127人	82人	○	適切かつ有効に活用されている。				
鹿区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画		のりひび連養殖業	9月1日	4月30日	17,224枚	353人	269人	○	適切かつ有効に活用されている。				

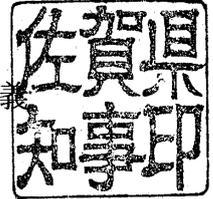
(7)資源管理に関する取組の実施状況

- 漁業権行使規則の取組実績
 - 漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守
- 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組
 - 継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等)
 - 漁場改善のための取り組みを実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等)
 - 組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守
- その他の取組
 - 水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力

水産第 4199 号
令和 4 年 3 月 4 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



漁業法第 90 条にかかる資源管理の状況等の報告について（報告）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定により、漁業権者より報告を受けましたので同条第 2 項の規定により下記のとおり意見を付して報告します。

記

1. 共同漁業権については、報告の対象期間が 1 2 月以降のため利用が少ないものの、補足資料によると一定の行使実態は見受けられる。また、大規模な清掃活動の実施や、漁場を占有する第 2 種については、組合独自の許可制により行使者数を管理するなど、適切な資源管理を実施している。
これらのことから、適切かつ有効に漁場を利用していると認める。

2. 区画漁業権のうち、ノリ養殖については、一部の区画において利用率が 2/3 を下回っているが、ヒアリング調査において、今後、令和 5 年の一斉切替えに向けて自ら区画の整理に取り組むとともに、他地区からの入漁を促すなど利用状況の改善に真摯に取り組む意向が確認できている。

また、貝類養殖については、報告の対象期間が 1 2 月以降のため全域的に利用が少なく、また補足資料からも漁獲実績のない地域も見受けられるが、これは、近年の海況の大きな変化により増殖行為を行っても対象種が育たないという環境的な要因が大きいと考えられる。

このため、今後は、令和 5 年の一斉切替えに向けて有明水産振興センターの助言を受けながら、養殖対象種の再考を含め区画の整理を行うことを求めていく。

水産第 4661 号
令和 4 年 3 月 14 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



刺網漁業等の許可方針（案）について（諮問）

佐賀県有明海における知事許可漁業のうち、下記漁業については、令和 4 年 6 月 30 日で許可の有効期間が満了となります。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 5 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

○許可の有効期間が満了する漁業

- ・すずき流し刺網漁業
- ・えび三重流し刺網漁業
- ・雑魚一重流し刺網漁業
- ・さわら流し刺網漁業
- ・げんしき網漁業
- ・固定式刺網漁業
- ・あんこう網漁業

（担当：農林水産部水産課）

刺網漁業許可方針

すずき流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 すずき流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 170隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 すずき流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 160隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>170</u>件に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>170</u>件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>170</u>件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残存が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月1日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>160</u>件に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>160</u>件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>160</u>件に到達した日以降から令和9年5月1日までの期間において、廃業等の事由により残存が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から<u>10</u>日間とする。ただし、<u>10</u>日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が170件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が160件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づく更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</p> <p>(4) 基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有している者</p> <p>(5) 基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者</p>
---	--

<p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p> <p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p> <p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
--	--

えび三重流し刺網漁業

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 えび三重流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 430隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 えび三重流し刺網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 410隻 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、430件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が430件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が430件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、410件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が410件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が410件に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が430件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) <u>許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</u></p> <p>(2) <u>前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</u></p> <p>(3) <u>当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</u></p> <p>(4) <u>当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</u></p> <p>(5) <u>上記(1)から(4)に該当しない者</u></p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が410件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) <u>基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。</u> <u>ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</u></p> <p>(2) <u>基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)</u>ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) <u>基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</u></p> <p>(4) <u>基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有している者</u></p> <p>(5) <u>基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</u></p> <p>(6) <u>上記(1)から(5)に該当しない者</u></p>
---	--

<p>第5 条件</p> <p>1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。</p> <p>2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。</p> <p>3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300メートルを超えることはできない。）</p> <p>4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さ^に設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</p>	<p>第5 条件</p> <p>1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。</p> <p>2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。</p> <p>3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の漁具の総延長は300メートルを超えることができない。）</p> <p>4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さ^に設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。</p>
--	---

雑魚一重流し刺網漁業

	(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚一重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 330隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚一重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 310隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 雑魚一重流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 310隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>330件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>330件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>330件</u>に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>310件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>310件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>310件</u>に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が330件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が310件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</p> <p>(4) 基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有している者</p> <p>(5) 基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p>
--	---

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目は10センチメートル以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さには設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目は10センチメートル以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さには設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
--	--

さわら流し刺網漁業

		(旧)	(新)
第1	制限措置	<p>1 漁業種類 さわら流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 15隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 10月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 さわら流し刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 10隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 10月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を実践できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、15件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和3年11月30日までの期間において合計数が15件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が15件に到達した日以降から令和3年11月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和8年11月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が10件に到達した日以降から令和8年11月9日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	--

<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が15件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者</p> <p>(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者</p> <p>(3) 当該知事許可漁業以外の刺網漁業の許可を現に有している者</p> <p>(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者</p> <p>(5) 上記(1)から(4)に該当しない者</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。</p> <p>(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。</p> <p>(3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者</p> <p>(4) 基準日において当該漁業以外の刺網漁業の許可を有している者</p> <p>(5) 基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当しない者</p>
---	---

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は10メートル以下、網の目は12センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は1統でなければならない。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は10メートル以下、網の目は12センチメートル以上とする。 3 使用する漁具は1統でなければならない。 4 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
---	---

げんしき網漁業許可方針

	(旧)	(新)
第1 制限措置	第1 制限措置	第1 制限措置
1 漁業種類	1 漁業種類	1 漁業種類
げんしき網漁業	げんしき網漁業	げんしき網漁業
2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数	2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数	2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
150隻	140隻	140隻
3 船舶の総トン数	3 船舶の総トン数	3 船舶の総トン数
制限なし	制限なし	制限なし
4 推進機関の馬力数	4 推進機関の馬力数	4 推進機関の馬力数
制限なし	制限なし	制限なし
5 操業区域	5 操業区域	5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
6 漁業時期	6 漁業時期	6 漁業時期
1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで
7 漁業を営む者の資格	7 漁業を営む者の資格	7 漁業を営む者の資格
(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者	(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者	(1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者	(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者	(2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者	(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者	(3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
(4) 適切な資源管理を実践できる者	(4) 適切な資源管理を実践できる者	(4) 適切な資源管理を実践できる者
(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者	(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者	(5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>150件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>150件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>150件</u>に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>140件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>140件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>140件</u>に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から<u>10日間</u>とする。ただし、<u>10日後</u>が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
--	--

第4 許可の基準

合計数が150件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第4 許可の基準

合計数が140件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。

(3) 基準日から過去5年間に於いて当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者

(4) 基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 3 使用する漁具は1統でなければならぬ。
--	--

固定式刺網漁業許可方針

		(旧)	(新)
第1	制限措置	<p>1 漁業種類 固定式刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 1,000隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>	<p>第1 制限措置</p> <p>1 漁業種類 固定式刺網漁業</p> <p>2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 980隻</p> <p>3 船舶の総トン数 制限なし</p> <p>4 推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）</p> <p>6 漁業時期 1月1日から12月31日まで</p> <p>7 漁業を営む者の資格 (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者 (4) 適切な資源管理を實踐できる者 (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p>

<p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が、<u>1,000件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が<u>1,000件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを行なう。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>1,000件</u>に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和4年3月 日 から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、<u>980件</u>に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が<u>980件</u>に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを行なう。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p> <p>4 合計数が<u>980件</u>に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が開庁日のときは、その次の開庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p>
---	---

第4 許可の基準

合計数が1,000件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者のうち、今回の許可の有効期間において当該知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けていない者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を現に有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第4 許可の基準

合計数が980件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。また、各順位の基準日は該当する申請期間の始期の前日とする。

(1) 基準日において従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに付けた申請、かつ、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 基準日において当該漁業の許可を有していた者から許可を承継し、許可を有していた船舶と同じ船舶にて当該漁業を営もうとする者。(従前の当該漁業の許可を有していた者が、この許可方針に基づき更新申請を行わないことに伴い許可を承継する場合を含む。)ただし、当該順位の適用は、許可を承継する者が、許可を譲渡する者と2親等以内の親族である場合又は許可を譲渡する者の下で3漁業時期以上、当該漁業に従事していた場合に限る。

(3) 基準日から過去5年間において当該漁業の許可(従前の許可を含む。)を有していたことがある者

(4) 基準日において当該漁業以外の知事許可漁業の許可を有していた者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 4 使用する漁具は1統でなければならない。ただし、農林水産大臣管轄漁場においてはこの限りでない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。 	<p>第5 条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。 4 使用する漁具は1統でなければならない。ただし、農林水産大臣管轄漁場においてはこの限りでない。 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
---	---

あんこう網漁業許可方針

(旧)	(新)
<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 あんこう網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数 <u>28隻</u> 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ア 2親等以内の親族の廃業に伴い、許可を承継すると さ イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められるとき (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権 	<p>第1 制限措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類 あんこう網漁業 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 漁業者の数 <u>22人</u>（<u>漁具の統数 22統</u>） 船舶の数 <u>1人につき2隻まで</u> 3 船舶の総トン数 制限なし 4 推進機関の馬力数 制限なし 5 操業区域 佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。） 6 漁業時期 1月1日から12月31日まで 7 漁業を営む者の資格 (1) 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。 ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。 イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者 (2) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 (3) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権

<p>利を有する者</p> <p>(4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(5) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 許可をした日から令和4年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から次の開庁日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)と、申請期間の最終日において有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が、28件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。</p> <p>3 令和4年5月31日までの期間において合計数が28件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。</p>	<p>利を有する者</p> <p>(4) 佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(5) 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>(6) 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 令和4年7月1日から令和9年6月30日まで</p> <p>第3 申請すべき期間</p> <p>1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和4年3月 日 から令和4年5月1日までとする。</p> <p>2 申請期間に到着し、受付けた申請者の数(以下「申請者数」という。)が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。(以下この許可方針において同じ。)</p> <p>3 令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数(以下「合計人数」という。)が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたものうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。</p>
---	--

<p>4 合計数が2.8件に到達した日以降から令和4年5月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、再度公示を行う。申請期間の取扱いは、上記1から3に同じ。</p>	<p>4 合計人数が2.2人に到達した日以降から令和9年5月10日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づき公示をした日から10日間とする。ただし、10日後が閉庁日のときは、その次の閉庁日までを申請期間とする。また、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。</p> <p>5 上記1～4に関わらず、同一人への2隻目の許可に係る申請期間は、令和4年3月 日から令和9年5月31日までとする。</p>
<p>第4 許可の基準</p> <p>合計数が2.8件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。</p> <p>(1) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のAに該当する者</p> <p>(2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位が定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。</p>	<p>第4 許可の基準</p> <p>合計人数が2.2人を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、同一人による2隻目の許可に係る申請については、下記の優先順位に関わらずこれを許可する。</p> <p>(1) 該当する申請期間の始期の前日時点で従前の当該漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、令和4年6月30日までに受付けた申請に限る。</p> <p>(2) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のAに該当する者</p> <p>(3) 「第1-7 漁業を営む者の資格(1)」のイに該当する者。なお、佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、特別の事情等を考慮し、優先順位を定められた場合は、この順位の中で、更にその順位による。</p>

第5 条件

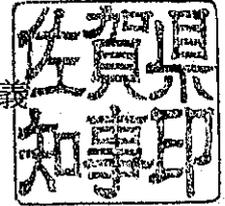
1 許可者につき、使用できる漁具は1 統までとする。なお、1 許可者で2 隻の許可を受けた場合においても同じ。

水産第 4630 号

令和 4 年 3 月 9 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和 4 年度刺網漁業等福佐相互入漁に係る許可方針（案）について（諮問）

佐賀県有明海における令和 3 年度の刺網漁業等の福岡県からの入漁許可については、令和 4 年 6 月 30 日で期間満了となります。

つきましては、令和 4 年度の入漁許可に当たり、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項、第 5 項及び第 15 条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

令和4年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和4年4月28日から令和4年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月以降に1ヶ月間の申請すべき期間を設ける。1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

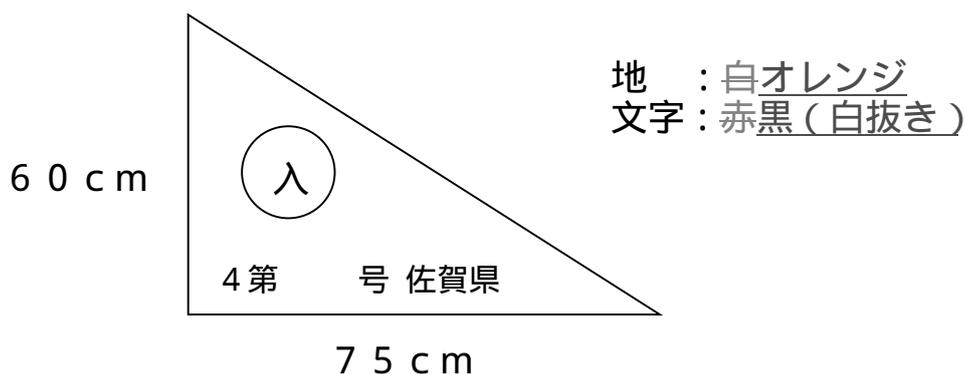
第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

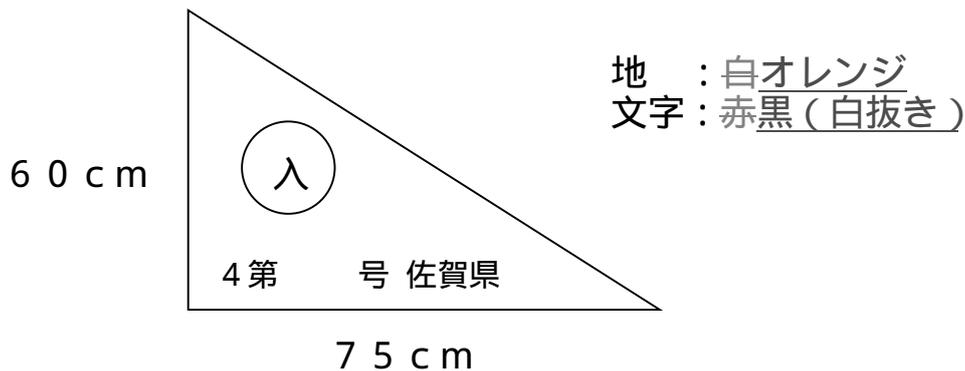
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることがはできない。)
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

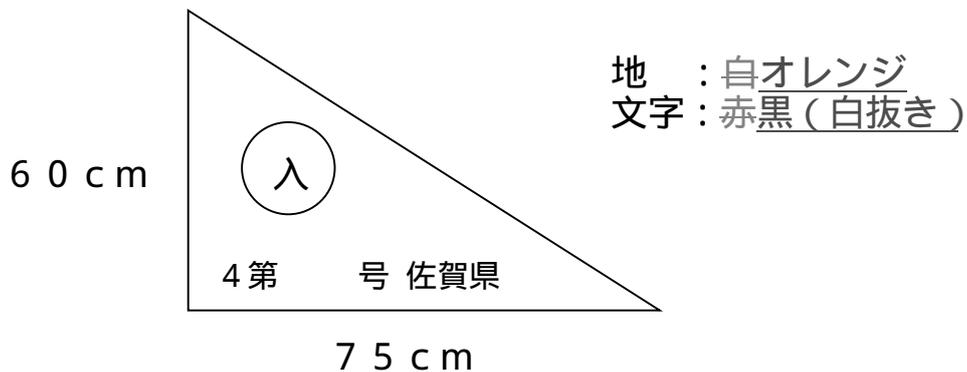
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

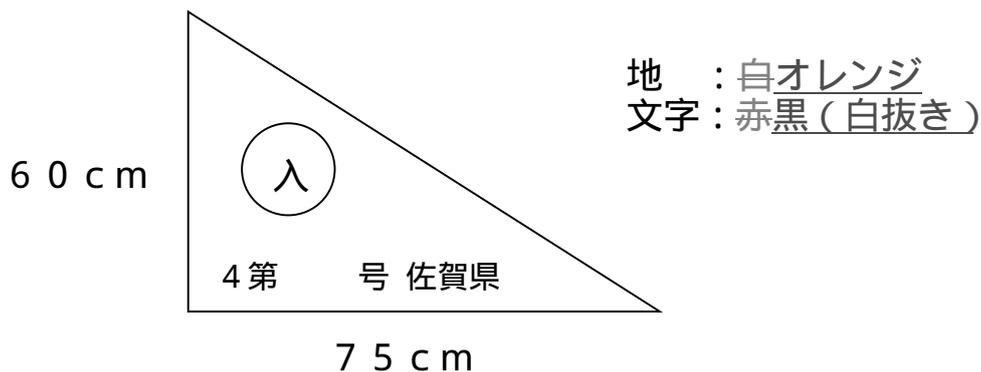
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権(のり養殖業)漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

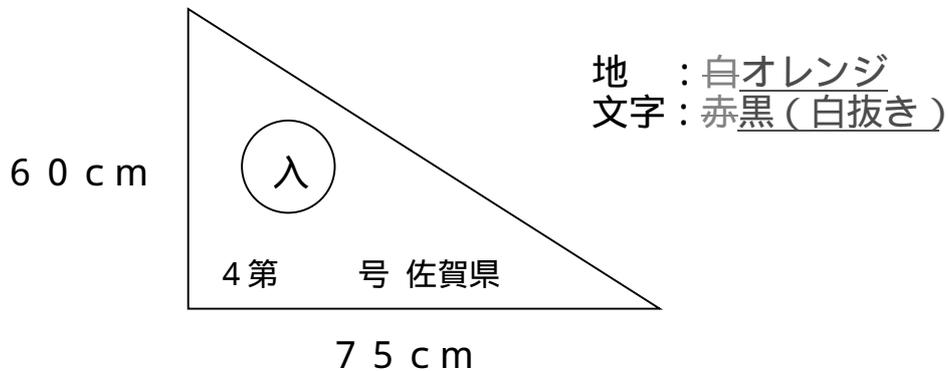
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和4年3月8日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保敏様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保敏



タイラギの採捕禁止について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本県有明海における漁業調整並びに水産業振興につきましては、日頃より特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、有明海におけるタイラギが激減し、潜水器漁業も10年連続休業しており、現在タイラギ資源の回復に向け各種取り組みが行われているところです。

そのような中近年、のり養殖漁場内に再生産に寄与するサイズのタイラギが生息しているとの情報があり、漁業者による自主的な監視体制には限界があるため令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、委員会指示にてタイラギの採捕禁止が決定され資源の回復を図っているところです。

今般、委員会指示期間の満了に伴ない引き続きタイラギの採捕を禁止し、資源回復を図りたいと存じます。

つきましては、下記の内容を取り入れた漁業調整委員会指示により、タイラギ資源の回復にご助力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 採捕禁止区域

佐賀県有明海区干潟域

2. 採捕禁止対象

全てのタイラギ

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第55号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和4年3月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。
ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ	北緯 33 度 4 分 17 秒	東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ	北緯 33 度 4 分 23 秒	東経 130 度 17 分 45 秒
点エ	北緯 33 度 6 分 39 秒	東経 130 度 15 分 26 秒
点オ	北緯 33 度 5 分 44 秒	東経 130 度 12 分 54 秒
点カ	北緯 33 度 4 分 36 秒	東経 130 度 11 分 49 秒
点キ	北緯 33 度 3 分 18 秒	東経 130 度 11 分 25 秒
点ク	亀瀬灯標	
点ケ	北緯 32 度 58 分 05 秒	東経 130 度 13 分 40 秒
点コ	夜灯鼻灯台	

- 2 指示の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1、40、42、52、53号及び55号の
適用除外申請書

佐有水振第2296号
令和4年3月9日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

住所 小城市芦刈町永田2753の2
氏名 佐賀県有明水産振興センター
所長 川原 逸朗

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1、40、42、52、53号及び55号の適用除外を受けたいので申請します。なお、当該委員会指示が同様の内容にて指示期間の延長をされた場合には、本申請をもって新しい委員会指示の適用除外申請として取り扱っていただき、今回の承認でもって、新しい委員会指示の適用除外申請も承認されたこととして取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

1 適用除外の理由

生息・成育状況調査として、竹羽瀬漁業の保護区域または委員会指示された海域においてタイラギを、全域においてウミタケおよびアゲマキを、保護区域においてムツゴロウおよびシオマネキを、養殖漁場においてノリ等を採捕・採取するため。

2 適用除外の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 調査の目的及び方法

○目的

有明海の干潟域に生息しているタイラギ、ウミタケ、ムツゴロウ、シオマネキ及びアゲマキ等の底生生物の成長や成熟、生息状況、その年の発生状況等の把握。タイラギ資源を増大させるための母貝・稚貝移植効果の把握。また、ノリ養殖状況の把握。

○方法

手堀、じょれん、長柄じょれん、ねじ棒、簡易潜水器又はヘルメット式潜水器等により採捕・採取。

4 調査に使用する船舶

船名	かもめ	ちどり	宝山丸	香徳丸	清力丸	繁義丸
漁船登録番号	SA3-18100	SA3-18000	SA3-17544	SA3-16148	SA3-16623	SA3-17193
総トン数	4.2トン	2.3トン	4.4トン	3.6トン	3.6トン	3.8トン
推進機関の種類 及び馬力数	ディーゼル 254kw	ディーゼル 134kw	ディーゼル 265kw	ディーゼル 70ps	ディーゼル 302kw	ディーゼル 301kw
所有者名	佐賀県		石田 和樹	香田 利久	木下 知之	井口 繁臣

5 調査を実施する者の住所及び氏名

佐賀県小城市芦刈町永田 2753 の 2

佐賀県有明水産振興センター職員



石田 和樹
香田 利久
木下 知之
井口 繁臣

6 採捕尾数

タイラギ、サルボウ、アサリその他底生生物 200kg 以内
ムツゴロウ 1,000 尾以内
シオマネキ 100 尾以内
アゲマキ 50 kg 以内
ウミタケ 50 kg 以内
ノリ 100 kg 以内

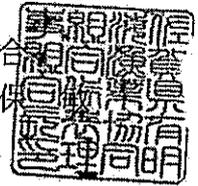
7 その他

必要に応じて佐賀県漁業調整規則の特別採捕許可を得る。

令和4年3月3日

佐賀県有明水産振興センター
所長 川原 逸朗 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



同意書

令和4年3月7日付け佐有水振第2222号で依頼のあった令和4年度有明水産振興センターが実施する調査・研究に関しては、同意いたします。

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2

氏名 独立行政法人水資源機構筑後川局

筑後川下流総合管理所長 北村

達也



下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、魚卵・稚仔魚調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第 1 号

3 使用船舶

別紙 1 使用船舶のとおり、3 隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を 20kg 以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕。

5 適用除外の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

【魚卵・稚仔魚調査：13 回（毎月 1 回）】5 月は朔の潮の関係で 2 回実施

6 採捕区域

有明海（別紙 3 の No. 4、No. 5、No. 6、No. 7）

7 使用漁具及び漁法（別紙 2 参照）

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取（図-1）

別紙 1

採捕に従事する者の住所及び氏名

福岡市東区松香台1丁目10-1 (一般財団法人 九州環境管理協会)	村橋 輝紀 柴田 幸次 宇野 潔 城内 智行 横山 佳裕 望月 佑一 城島 健 山津 浩紀 中武 洋佑 前田 豪 川越 雄介 杉原 勝次 富川 陽涼 石橋 哲也 木村 喬祐 児玉 大輝 末藤 正樹 仲摩 慎剛 松重 一輝 佐田 増保 神宮 茂 服部 聡 石岡 記由
柳川市矢留本町1-2 (福岡県有明海漁業協同組合連合会 沖端漁業協同組合)	石橋 盛雄 田中 稔昭 石橋 三四

使用船舶

船名 仕様	盛栄丸	寿幸丸	光石丸
登録番号	F03-51334	F03-52453	F03-55812
総トン数	4.91	4.85	4.7
推進機関の種類及び馬力	ジーゼル 50	ジーゼル 70	ジーゼル 421kw
所有者名	石橋 盛雄	田中 稔昭	石橋 三四

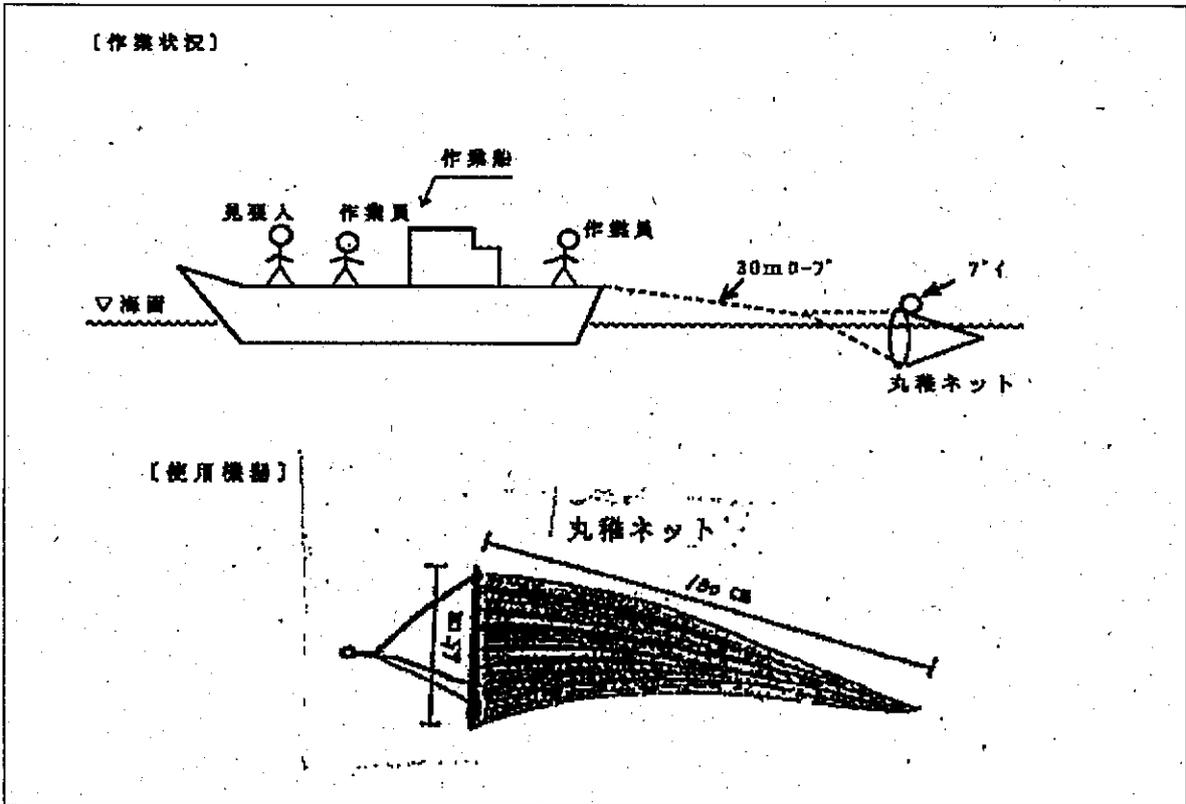
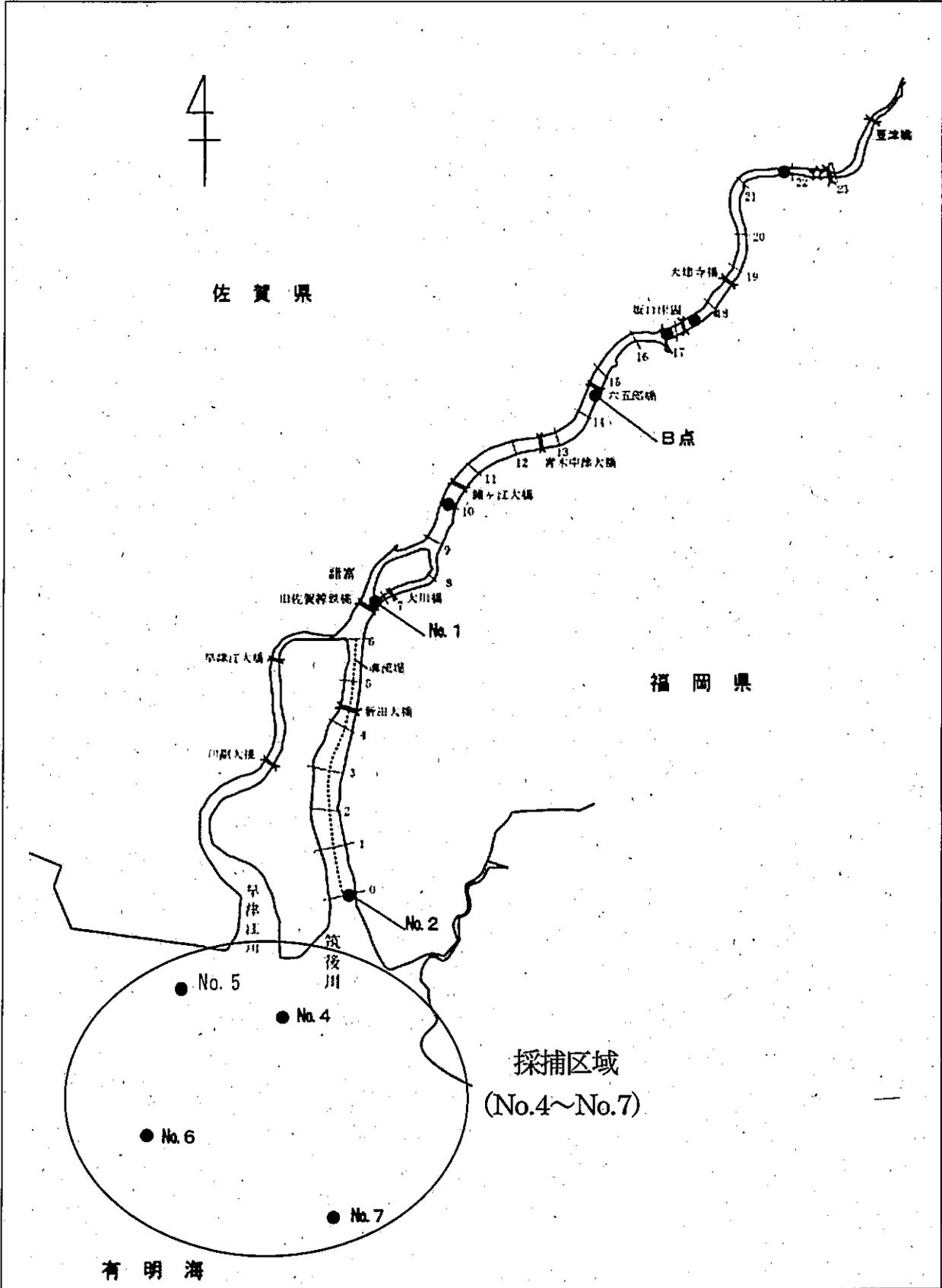


図-1 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）



採捕区域図

佐有漁協総第169号
令和4年1月20日

独立行政法人 水資源機構 筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西 久 保



同意書

令和4年1月14日付、筑下大第5.2号にて依頼がありました令和4年度筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区画漁業権者として同意します。

水産第4312号

令和4年(2022年)2月15日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和4年もがい特別採捕の許可方針(案)について(協議)

現在、佐賀県有明海漁業協同組合には、もがいひび建養殖業の区画漁業権を免許しているところですが、殻長3センチメートル以下のもがいについては、佐賀県漁業調整規則第37条第1項にて採捕を禁止しており、養殖した稚貝を採捕するためには、同規則第47条第1項の規定により特別採捕の許可を受ける必要があります。

つきましては、別添のとおり許可方針(案)を定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

令和4年もがい特別採捕許可方針（案）

1 適用除外の事項

佐賀県漁業調整規則第37条第1項

2 採捕区域

~~第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）~~ もがいひび建養殖業（第1種区画漁業） 漁場内

3 採捕期間

令和~~3~~4年のり養殖支柱撤去完了日の翌日から令和~~3~~4年8月31日まで

4 許可の有効期間

許可のをした日から令和~~3~~4年8月31日まで

5 使用漁具及び漁法

長柄じょれん

6 採捕に従事する者

~~第1種区画漁業権（もがいひび建養殖業）~~の行使者もがいひび建養殖業（第1種区画漁業）を
営む者であること。

7 許可の対象

佐賀県有明海漁業協同組合の代表理事組合長とする。

8 使用船舶

小型機船底びき網（長柄じょれん船びき）を使用する場合は、当該許可を受けた船舶を使用すること。

9 条件

（1）採捕時間は、次のとおりとする。

3月・・・午前6時00分から午後6時00分まで

4月・・・午前5時30分から午後7時00分まで

5月以降・・・午前5時00分から午後7時30分まで

（2）操業の際は、県が定める標旗及び平成30年7月27日付け佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第41号（令和3年2月4日一部改正）に規定する標識旗（漁協標識旗）を、船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

（3）採捕終了後は、速やかに操業結果を県に報告しなければならない。

水産第 4276 号

令和 4 年 2 月 9 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を令和 4 年 2 月 17 日（木）までに求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江）

くろまぐろに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	9.4トン
くろまぐろ（大型魚）	12.9トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業	9.4トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業	12.9トン

有漁調委第78号
令和4年2月15日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敬



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更(案)に係る協議の付託について(依頼)

今般、佐賀県知事から別添のとおり諮問があり、緊急に委員会を開催し、答申
する必要がありますが、答申期限までに委員会を開催することが困難であるこ
とから、貴海区での承認でもって当海区の承認とさせていただきたく、下記のと
おり協議を付託します。

記

○付託する協議事項

「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更
(案)」について

松漁調委第 46 号

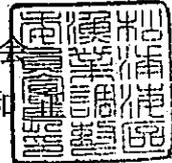
令和 4 年 2 月 17 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会 長 西久保 敏 様

松浦海区漁業調整委員会

会 長 川 崎 和



特定水産資源に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能
量の変更（案）に係る協議の付託について（通知）

令和 4 年 2 月 15 日付け有漁調委第 78 号で依頼のあったこのことについ
ては、令和 4 年 2 月 16 日開催の第 22 期第 10 回松浦海区漁業調整委員会で
審議した結果、承認されました。

(佐賀県海区漁業調整委員会事務局)

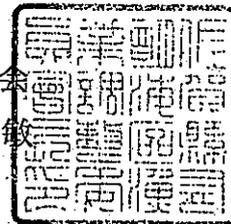
有漁調委第79号

令和4年2月17日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏



特定水産資源に関する令和3.管理年度における知事管理
漁獲可能量の変更(案)について(答申)

令和4年2月9日付け水産第4276号で諮問のあったこのことについては、原
案に異議はありません。